

第 7 回 田沢湖・角館・西木合併協議会

日時 平成15年10月24日（金） 午後 1 時30分

場所 田沢湖町総合開発センター 大集会室

会 議 次 第

1 . 開 会

2 . 会長あいさつ

3 . 会議録署名委員の指名について

4 . 議 題

- | | |
|------------|---|
| 報告第 1 9 号 | 議会議員及び農業委員会委員の定数及び任期の取扱いに関する小委員会委員長報告について |
| 協議案第 5 号 | 新自治体の名称について（継続協議） |
| 協議案第 6 号 | 新自治体の事務所の位置について（継続協議） |
| 協議案第 2 4 号 | 条例・規則等の取扱いについて |
| 協議案第 2 5 号 | 公共的団体等の取扱いについて |
| 協議案第 2 6 号 | 補助金・交付金等の取扱いについて（提案） |
| 協議案第 2 7 号 | 消防防災関係事業の取扱いについて（提案） |
| 協議案第 2 8 号 | 障害者福祉事業の取扱いについて（提案） |
| 協議案第 2 9 号 | 児童福祉事業の取扱いについて（提案） |
| 協議案第 3 0 号 | 生活保護事業の取扱いについて（提案） |
| 協議案第 3 1 号 | 市（町村）立学校の通学区域の取扱いについて（提案） |
| 協議案第 3 2 号 | 学校教育事業の取扱いについて（提案） |
| 協議案第 3 3 号 | 文化振興事業の取扱いについて（提案） |
| 協議案第 3 4 号 | コミュニティ活動の取扱いについて（提案） |
| 協議案第 3 5 号 | 社会教育事業の取扱いについて（提案） |

その他

5 . 閉 会

合併協定項目

(その1)

NO.	項 目 名	提出月日		確認月日	
1	合併の方式について	H15. 4.10	第 1 回	H15. 4.10	第 1 回
2	合併の期日について	H15. 4.10	第 1 回		
	(協議細目) 合併目標期日について	H15. 4.10	第 1 回	H15. 4.10	第 1 回
3	新自治体の名称について	H15. 5.23	第 2 回		
4	新自治体の事務所の位置について	H15. 5.23	第 2 回		
5	財産の取扱いについて	H15. 5.23	第 2 回		
	(協議細目) 財産の取扱いについて(財産区除く)	H15. 5.23	第 2 回	H15. 5.23	第 2 回
6	一般職の職員の身分の取扱いについて	H15. 5.23	第 2 回	H15. 5.23	第 2 回
7	新市町村建設計画について	H15. 5.23	第 2 回		
	(協議細目) 新市町村計画の概要について	H15. 5.23	第 2 回	H15. 5.23	第 2 回
8	議会の議員の定数及び身分の取扱いについて	H15. 6.27	第 3 回		
9	農業委員会の委員の定数及び身分の取扱いについて	H15. 6.27	第 3 回		
10	地方税の取扱いについて	H15. 6.27	第 3 回		
	(協議細目) 地方税の取扱いについて(その1)	H15. 6.27	第 3 回	H15. 7.25	第 4 回
11	特別職の職員の身分の取扱いについて	H15. 7.25	第 4 回	H15. 7.25	第 4 回
12	介護保険事業の取扱いについて	H15. 7.25	第 4 回	H15. 7.25	第 4 回
13	慣行の取扱いについて	H15. 8.29	第 5 回	H15. 9.26	第 6 回
14	各種事務事業の取扱いについて	H15. 8.29	第 5 回	H15. 9.26	第 6 回
	(協議細目) 国際交流・広域交流事業の取扱いについて	H15. 8.29	第 5 回	H15. 9.26	第 6 回
	(協議細目) 広報広聴関係事業の取扱いについて	H15. 8.29	第 5 回	H15. 9.26	第 6 回
	(協議細目) 消防防災関係事業の取扱いについて	H15.10.26	第 7 回		
	(協議細目) 交通安全関係事業の取扱いについて	H15. 8.29	第 5 回	H15. 9.26	第 6 回
	(協議細目) 窓口業務の取扱いについて	H15. 8.29	第 5 回	H15. 9.26	第 6 回
	(協議細目) 障害者福祉事業の取扱いについて	H15.10.26	第 7 回		
	(協議細目) 高齢者福祉事業の取扱いについて	H15. 8.29	第 5 回	H15. 9.26	第 6 回
	(協議細目) 児童福祉事業の取扱いについて	H15.10.26	第 7 回		
	(協議細目) 生活保護事業の取扱いについて	H15.10.26	第 7 回		
	(協議細目) 市(町村)立学校の通学区域の取扱いについて	H15.10.26	第 7 回		
	(協議細目) 学校教育事業の取扱いについて	H15.10.26	第 7 回		
	(協議細目) 文化振興事業の取扱いについて	H15.10.26	第 7 回		
	(協議細目) コミュニティ活動の取扱いについて	H15.10.26	第 7 回		
	(協議細目) 社会教育事業の取扱いについて	H15.10.26	第 7 回		

合併協定項目

(その2)

NO .	項 目 名	提出月日		確認月日	
1 5	条例・規則等の取扱いについて	H15. 9.26	第 6 回		
1 6	公共的団体等の取扱いについて	H15. 9.26	第 6 回		
1 7	補助金・交付金等の取扱いについて	H15.10.26	第 7 回		

報告第 19 号

議会議員及び農業委員会委員の定数及び任期の取扱いに関する
小委員会委員長報告について

協議案第 5 号

新自治体の名称について（継続協議）

新自治体の名称については、本協議会の前身である仙北北部合併協議会において「新自治体の地理的位置と地域的特性を全国的にイメージできる名称とする。決定方法は公募によらず現在の名称を基にし、法定協議会で協議のうえ決定する。」との話し合いがなされておりました。

本協議会では、こうした経緯を踏まえながら、第 2 回の合併協議会からこのことについての協議を開始し、その後継続して協議を行ってまいりました。

これまでの協議により、新自治体の名称の決定方法のうち、公募を行わないことについては、第 3 回の合併協議会において確認されましたが、名称については、委員から現在の町村名を使う案や、新しい名称の案など、さまざまな提案がなされております。

こうした中、会長及び副会長である田沢湖町、角館町、西木村の三町村長は、合併協議会におけるこれまでの協議を踏まえたうえで、話し合った結果、三町村長一致して、新自治体の名称については、次のとおり提案することにいたしました。

新自治体の名称は、「田沢湖」と「角館」を連ねたものとする。

新自治体の名称は、そこに住む人たちのものであることを大前提としながらも、「観光産業を活かした北東北の拠点都市」をめざそうとする田沢湖町、角館町、西木村の三町村にあっては、いま合併作業を進めている他の地域とは異なり、地理的位置と地域的特性を全国的にイメージできる名称とすることが極めて重要であると考えます。

この地域には、田沢湖町と西木村にまたがる日本一深い湖「田沢湖」と、歴史と文化に彩られた「角館」という、既に全国的に広く知られた地名があります。

これらの名称は、この三町村の地域に住む多くの人々が、長い時間をかけ、地道な努力を積み重ねた結果、全国的に認められるに至ったものであり、他に誇るべきこの地域の無形の共有財産とすることができます。

一方、現在の名称によらない新しい名称とした場合、その名称をもって全国的な知名度を獲得するためには、再び多くの時間と努力を必要とするうえ、その名称が果たして知名度を得られるか否かも不確かなものであることから、新自治体の名称には、地域住民に広く親しまれ、愛されており、全国的に知名度も高い田沢湖・角館という現在の地名を用いた方が適当であると考えます。

さらに、「田沢湖」は日本一の水深を誇る田沢湖をはじめとする周辺一帯の美しい自然やグリーンツーリズムにより、みちのくの小京都「角館」は武家屋敷をはじめとする歴史・文化資産などにより、それぞれに特色をもつ観光地として知られており、今後、全国有数の観光地としての地位を確かなものにしていくためには、これまで以上に「田沢湖」と「角館」が渾然一体となったイメージを造り上げていくことが必要と考えられることから、いずれか一方の名称とするよりも、両方の名称を前面に出していくことが最良の選択であると判断しました。

以上の理由により、この地域の豊かな自然や美しさを象徴する、田沢湖町と西木村にまたがる「田沢湖」と、先人から綿綿として受け継がれてきた歴史・文化を象徴する「角館」を連ねた名称が、新自治体にはふさわしいと考えます。

田沢湖・角館・西木地域は、美しい自然環境と伝統文化のなかで、人々がお互いに隣人として親戚として、働き、学び、生活している密接不可分の地域です。

湖と山岳、温泉の田沢湖地区、農林業とグリーンツーリズムの西木地区、歴史と伝統文化の角館地区、この三地区が新自治体のもとに名実共に一つになるために、「田沢湖」と「角館」を連ねた名称とすることを提案いたします。

協議案第 6 号

新自治体の事務所の位置について（継続協議）

新自治体の事務所の位置については、新自治体の名称と密接な関連があるため、第 2 回協議会で提案した後、名称が決定するまでは協議を行わないこととしておりました。

今回、田沢湖町、角館町、西木村の三町村長が一致して、新自治体の名称について提案することとなりましたが、名称の協議の中で新自治体の事務所の位置についても検討を行った結果、次のとおり事務所の位置を追加提案することといたしました。

当面の事務所の位置は、仙北郡西木村上荒井字古堀田 4 7 番地（現西木村役場）とする。

現在の各町村の庁舎を使用する分庁舎方式とし、分庁舎の役割分担等については、法定協議会において決定するものとする。

住民に対する窓口業務は、各分庁舎で同一のサービスができるようにする。

協議案第 2 4 号

条例・規則等の取扱いについて

条例・規則等の取扱いについて、次のとおり提案する。

協 議 事 項	条例・規則等の取扱い	関 係 項 目
調整の内容	条例・規則等の制定に当たっては、合併協議会で協議・承認された各種事務事業等の調整内容に基づき、次の区分により整備するものとする。 1 合併と同時に市長職務執行者の専決処分又は職権により、即時制定し、施行させる必要があるもの 2 合併後、一定の地域に暫定的に施行させる必要があるもの 3 合併後、逐次制定し、施行させることとするもの	

条例・規則等の整備方針

新市発足時には、田沢湖町、角館町、西木村の条例・規則等はすべてその効力を失うこととなる。そのため、新市において新たに条例・規則等を制定し、施行させる。なお、条例・規則等の制定にあたっては、合併協議会で協議・確認された各種事務事業等の調整内容に基づき、以下の区分により、整備するものとする。

施行の方法による区分

- (1) 合併と同時に市長職務執行者の専決処分又は職権により、即時制定し、施行させる必要があるもの
新設合併であるため、新市の発足とともに従来の条例・規則等は、すべて効力を失うこととなる。そのため、新市において新たに条例・規則等を制定し、施行させる。
制定手続による分類
条例…制定権者（市長職務執行者）の専決処分又は職権により制定し施行する。（地方自治法第 179 条第 1 項）
規則、規程、要綱、その他…制定権者（市長職務執行者）の職権により制定し施行する。（地方自治法第 15 条第 1 項等）
- (2) 一定の地域に暫定的に施行させる必要があるもの
新市の条例・規則が制定されるまでの間の暫定措置として、従来その地域に施行されていた条例・規則を新市の条例・規則として引き続き施行させる。
（地方自治法施行令第 3 条）
- (3) 合併後、逐次制定し、施行させることとするもの
ア 市長職務執行者の専決処分による制定になじまないもの（議案提出権がない条例、各行政委員会の規則等）
イ 新市発足時には必要ないが、合併後、逐次制定し、施行させるもの

現 況			調整方針
田沢湖町	角 館 町	西 木 村	
例規集登載 条例 170 本 規則 155 本 その他（規程、規約等） 71 本	例規集登載 条例 175 本 規則 187 本 その他（規程、規約等） 112 本	例規集登載 条例 152 本 規則 152 本 その他（規程、規約等） 149 本	

協議案第 25 号

公共的団体等の取扱いについて

公共的団体等の取扱いについて、次のとおり提案する。

協議事項	公共的団体等の取扱いについて	関係項目	
調整の内容	公共的団体については、新市の速やかな一体性を確保するため、それぞれの実情を尊重しながら、統合について調整に努めるものとする。 1. 各町村共通の団体について (1)3町村共通の団体は、できる限り合併時に統合できるように調整に努める。 (2)統合に時間を要する団体は、将来の統合に向けて検討が進められるよう、調整に努める。 2. 各町村独自の団体について 当面現行のとおりとし、必要に応じて新市において調整する。		

現 況			調整方針
田沢湖町	角 館 町	西 木 村	
主な団体	主な団体	主な団体	
【総務企画関係】			
田沢湖町納税貯蓄組合連合会	角館町納税貯蓄組合連合会	西木村納税貯蓄組合	
	角館町消費者の会	西木村消費者会議	
自衛隊田沢湖町父兄会	自衛隊角館町父兄会	西木村自衛隊父兄会	
【保健福祉関係】			
田沢湖町結核予防婦人会	角館町結核予防婦人会	西木村結核予防婦人会	
田沢湖町食生活改善推進会議	角館町食生活改善推進協議会	西木村食生活改善推進協議会	
田沢湖町社会福祉協議会	角館町社会福祉協議会	西木村社会福祉協議会	
田沢湖町民生児童委員協議会	角館町民生児童委員協議会	西木村民生委員協議会	
田沢湖町老人クラブ連合会	角館町老人クラブ連合会	西木村老人クラブ連合会	
田沢湖町交通安全対策協議会	角館町交通安全対策協議会	西木村交通安全対策協議会	
田沢湖町交通安全母の会	角館町交通安全母の会連絡協議会	西木村交通安全母の会連合会	
田沢湖町防犯協会	角館町防犯協会	西木村防犯協会	
青少年育成田沢湖町民会議	青少年育成角館町民会議	青少年育成西木村民会議	
田沢湖町遭難対策委員会	角館町遭難対策協議会	西木村遭難対策協議会	
田沢湖町共同募金	角館町共同募金会	西木村共同募金会	
日本赤十字田沢湖町分会	角館町赤十字奉仕団	西木村分区赤十字奉仕団	
田沢湖町遺族会	角館町遺族会	西木村遺族会	
田沢湖町傷痍軍人会			
田沢湖町身体障害者協会	角館町身体障害者協会	西木村身体障害者協会	
田沢湖町母子寡婦福祉会	角館町母子寡婦福祉会	西木村母子寡婦福祉会	
田沢湖町手をつなぐ育成会	角館町手をつなぐ育成会	西木村手をつなぐ育成会	
【産業観光関係】			
田沢湖町観光協会	角館町観光協会	西木村観光協会	

現 況			調整方針
田 沢 湖 町	角 館 町	西 木 村	
主な団体	主な団体	主な団体	
田沢湖町商工会	角館町商工会	西木村商工会	
田沢湖町物産協会	協同組合角館町物産協会	西木村物産協議会	
田沢湖町山と湖を美しくする会		田沢湖を美しくする会	
田沢湖町和牛生産改良組合	角館町和牛生産改良組合	西木村和牛生産改良組合	
田沢湖町畜産振興運営協議会	角館町・西木村合同畜産共進会運営協議会	角館町・西木村合同畜産共進会運営協議会	
田沢湖町水田農業推進協議会	角館町水田農業推進協議会	西木村水田農業推進協議会	
田沢湖町農業用廃プラスチック適正処理推進協議	角館町農業用廃プラスチック適正処理推進協議会	西木村農業用廃プラスチック適正処理推進協議会	
田沢湖地方猟友会	角館町猟友会	西木村猟友会	
田沢湖町農業者会議		西木村認定農業者協議会	
【教育文化関係】			
田沢湖町体育協会	角館町体育協会	西木村体育協会	
田沢湖町PTA連合会	角館町PTA連合会	西木村PTA連合会	
田沢湖町芸術文化協会	角館町芸術文化協会	西木村芸術文化協会	
田沢湖町文化財保護協会	角館町文化財保護協会	西木村文化財保護協会	
田沢湖町婦人団体連絡協議会	角館町婦人会連絡協議会	西木村連合婦人会	
田沢湖町スポーツ少年団	角館町スポーツ少年団	西木村スポーツ少年団	

参考資料

1．公共的団体とは

農業協同組合、森林組合その他の協同組合、商工会等の産業経済団体、社会福祉協議会、赤十字社等の構成社会事業団、青年団、婦人会等の文化事業団体等の公共的活動を営むすべての団体を指し、法人であるか否かは問わないとされている。（行政実例 昭和24年1月13日）

「公共的団体等」とは、公共的団体等の事務所が当該地方公共団体の区域内にあるときにはもちろん、たとえ公共的団体等の主たる事務所はほかの地方公共団体の区域内にあっても、その支部なり出張所が当該団体内に設けられているもの、さらには、支部又は出張所も設けられていないが、その公共的団体の活動が明らかに当該普通地方公共団体の区域内において行われているというようなものも含まれると解するのが妥当。（学説「逐条地方自治法」）

「公共的団体の活動」とは、その団体本来の公共的活動をいうのであって、公共的団体の内部組織（例えば、役員の選任行為）には及び得ないと解すべきである。

2．公共的団体等と市町村との関係

地方自治法第157条第1項で、「普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体の区域内の公共的団体等の活動の総合調整を図るため、これを指揮監督することができる。」と規定しており、市町村長に、公共的団体等に対する総合調整権を付与している。

3．市町村合併に際しての公共的団体等の取扱い

合併する市町村単位で、各種の公共的団体等が存続することは、一体性の確保の面からも好ましくないという観点から、合併特例法第16条第8項は、「合併関係市町村の区域内の公共的団体等は、市町村の合併に際しては、合併市町村の一体性の速やかな確立に資するため、その統合整備を図るよう努めなければならない。」と規定している。

協議案第 26 号

補助金・交付金等の取扱いについて（提案）

補助金・交付金等の取扱いについて、次のとおり提案する。

協 議 事 項	補助金、交付金等の取扱い	関 係 項 目
調 整 の 内 容	補助金、交付金等の取扱いについては、従来からの経緯や実績を考慮しつつ、公共的必要性・有効性・公平性の観点から、次の方針に基づき予算措置の段階で調整する。 (1) 3町村で同一又は同種の補助金・交付金等については、関係団体等の協力を得て、制度の統一化に向け調整する。 (2) 独自の補助金・交付金等については、制度の経緯、従来からの実績・効果を考慮し、調整する。 (3) 統廃合できる補助金・交付金等については、統廃合に向け調整する。	

現 況 （単位:千円）	
田沢湖町	角館町
西木村	

法令根拠
地方自治法(抄)
第232条の2(寄附又は補助)
普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。

補助金、交付金について

■ 補助金
特定の事業又は研究を行う者に対し、その事業若しくは研究を育成・助長するために、 法令の規定に基づき交付するもの、 公益上必要があると認められる場合に
予算措置によって交付するものとがあります。

■ 交付金
法令又は条例等により、団体あるいは組合等に対し、地方公共団体の事務を委託している場合に、事務処理の報償として受託団体等に交付するものをいいます。

現況について （別紙資料のとおり）

(対象)
平成15年度予算に計上されている補助金、交付金等のうち、義務的な要素を持つもの(公共施設の維持管理費、加盟団体への年会費等)を除いたもの。

(分類)
事務事業分野ごとに分類し、本数が多いものについてはさらに小分類しています。
各町村で同一・同種のものについては、横並びに記載しています。

(その他)
「補正予定」と記載されているものは、今後の補正により計上を予定しているものです。

協議案第 2 7 号

消防防災関係事業の取扱いについて【協定項目 2 3 - 5】（提案）

消防防災関係事業の取扱いについて、次のとおり提案する。

協 議 事 項	各種事務事業の取扱い	関 係 項 目	消防防災関係事業
調整の内容	1 消防団については、各町村の分団等の組織は現行のとおりとするが、全体の組織編成等については、合併時までには検討するものとする。 2 防災関係事業については、新市において調整する。 3 地域防災計画及び消防計画は、新市において新計画を策定する。 なお、新計画が策定されるまでの間は、現計画を新市に引き継ぎ運用する。 4 その他の消防防災関係事務及び事業については、合併時までには再編する。		

現 況			調整方針
田沢湖町	角館町	西木村	
名 称 田沢湖町消防団 組 織 分団数 9 分団 条例定数 304 人 実 員 278 人 活動内容等 地域防災の担い手として各種災害に対応 （消火活動、警戒活動、水利の巡回、機械・器具点検、火災予防思想の普及）	名 称 角館町消防団 組 織 分団数 8 分団 条例定数 307 人 実 員 261 人 活動内容等 地域防災の担い手として各種災害に対応 （消火活動、警戒活動、水利の巡回、機械・器具点検、火災予防思想の普及）	名 称 西木村消防団 組 織 分団数 6 分団 条例定数 156 人 実 員 124 人 活動内容等 地域防災の担い手として各種災害に対応 （消火活動、警戒活動、水利の巡回、機械・器具点検、火災予防思想の普及） 【西木村役場特設消防隊】 日中（勤務時間内）に発生した火災の初期消火と消火活動の後方支援を行う。隊員 15 名	消防団については、各町村の分団等の組織は現行のとおりとするが、全体の組織編成等については、合併時までには検討するものとする。

現 況												調整方針
田沢湖町				角館町				西木村				
報 酬（年額）				報 酬（年額）				報 酬（年額）				報酬等については角館町の例による。
	階 級	報酬額			階 級	報酬額			階 級	報酬額		
	団 長	68,000			団 長	80,000			団 長	75,000		
	副団長	48,000			副団長	60,000			副団長	57,000		
	分団長	35,500			分団長	43,000			分団長	43,000		
	副分団長	30,000			副分団長	36,000			副分団長	34,000		
	部 長	24,500			部 長	31,000			部 長	29,000		
	班 長	22,000			班 長	28,000			班 長	26,000		
	団 員	20,000			団 員	25,000			団 員	24,000		
出場（出勤）手当等 火災等出勤/巡回の場合 3,000円/1回 機械整備 4,500円/年額 自動車整備 30,000円/年額 日中待機 2,900円/1回 夜間待機 2,000円/1回 旅費等 職員等の旅費に関する条例第3条に規定する。				出場（出勤）手当等 火災等出勤の場合 3,000円/1回 旅費等 職員等の旅費に関する条例第3条に規定する。				出場（出勤）手当等 火災等出勤の場合 3,000円/回 会議 2,200円/回 自動車整備点検 23,000円/月 旅費等 職員等の旅費に関する条例第3条に規定する。				費用弁償については田沢湖町の例による。
平成14年度決算額 24,189 千円 平成15年度予算額 22,940 千円				平成14年度決算額 24,733 千円 平成15年度予算額 23,405 千円				平成14年度決算額 8,951 千円 平成15年度予算額 8,667 千円				

事務事業名	現 況			調整方針
	田沢湖町	角館町	西木村	
防災関係事業	防災行政無線（県総合防災システム〔秋田県防災無線〕 町固定系無線—親局1局 遠隔操作3箇所）と子局69箇所運用 町移動系無線—基地局〔役場〕1局、公用車載無線13台、携帯型無線20台で運用） 防災倉庫機能3（本庁、各出張所） 防災施設（避難場所等27箇所） 自主防災組織15（私設消防団13 婦人消防隊2） 田沢湖町防災会議 災害対策本部の設置 災害時の相互応援支援協定 雫石・田沢湖山岳遭難防止連絡協議会 田沢湖町遭難対策委員会 田沢湖町水防委員会 平成14年度決算額 256,065 千円 平成15年度予算額 236,020 千円 消防団に係る経費、広域消防負担金、人件費含む	防災行政無線（県総合防災システム〔秋田県防災無線〕） 水防倉庫等3（角館消防署、白岩、中川） 防災施設（避難場所等89箇所） 自主防災組織9 角館町防災会議 災害対策本部の設置 災害時の相互応援支援協定 角館町遭難対策委員会 水位観測 角館町水防協議会 平成14年度決算額 228,660 千円 平成15年度予算額 232,066 千円	防災行政無線（県総合防災無線〔秋田県防災無線〕 固定型—基地局1箇所〔役場〕屋外拡声子局24箇所、個別受信機各世帯移動無線—基地局1箇所〔役場〕、車載型無線装置3台、携帯型無線装置3台） 水防防災倉庫1 コミュニティセンタ－7 防災施設（避難場所等28箇所） 自主防災組織7（私設消防団7） 総合防災訓練 西木村防災会議 災害対策本部の設置 災害時の相互応援支援協定 西木村遭難対策委員会 西木村消防委員会 水位観測 西木村水防委員会 平成14年度決算額 120,895 千円 平成15年度予算額 127.706 千円	新市において調整する。
地域防災計画	田沢湖町地域防災計画 田沢湖町防災会議 平成14年度決算額 25 千円 平成15年度予算額 119 千円	角館町地域防災計画 角館町防災会議 平成14年度決算額 0 千円 平成15年度予算額 0 千円	西木村地域防災計画 西木村防災会議 平成14年度決算額 0 千円 平成15年度予算額 0 千円	新市において新計画を策定する。 なお、新計画が策定されるまでの間は、現計画を新市に引き継ぎ運用する。

協議案第 28 号

障害者福祉事業の取扱いについて【協定項目 23 - 9】（提案）

障害者福祉事業の取扱いについて、次のとおり提案する。

協 議 事 項	各種事務事業の取扱い	関 係 項 目	障害者福祉
調整の内容	1 障害者福祉事業については、次の区分により調整する。 (1) 国又は県等が定める制度については、その要綱等に準拠しながら調整する。 (2) 国又は県等が定める制度で、各町が独自にその制度の充実を図っている事業については、現行のとおり新市に引き継ぐことを基本に調整する。 (3) 各町村が独自に実施している制度又は事業については、現行のとおり新市に引き継ぐことを基本に調整する。		

現 況					調整方針
事務事業名	田沢湖町	角館町	西木村		
身障者手帳交付等・相談	内容 身体障害者福祉法の各種制度を利用するための証票として、交付申請書等を県障害者相談センターへ進達し、身障者手帳を交付する 利用料 無料	同一	同一		現行のとおり新市に引き継ぐ。
身体障害者施設支援費（更生訓練費含む）	内容 施設入所に係る費用の一定額を支援費として支給する 利用料 本人、扶養義務者の所得に応じて負担する 平成 1 4 年度決算 40,339 千円 平成 1 5 年度予算 29,427 千円	同一 平成 1 4 年度決算 22,649 千円 平成 1 5 年度予算 19,207 千円	同一 平成 1 4 年度決算 13,426 千円 平成 1 5 年度予算 21,144 千円		現行のとおり新市に引き継ぐ。

現		況		調整方針
事務事業名	田沢湖町	角館町	西木村	
補装具の交付	内容 身体の部分的欠損、機能損傷を直接的に補うため補装具を交付する 利用料 本人、扶養義務者の所得に応じて負担する 平成 1 4 年度決算額 2,074 千円 平成 1 5 年度予算額 2,787 千円	同一 平成 1 4 年度決算額 2,185 千円 平成 1 5 年度予算額 2,830 千円	同一 平成 1 4 年度決算額 633 千円 平成 1 5 年度予算額 912 千円	現行のとおり新市に引き継ぐ。
日常生活用具の交付	内容 在宅の重度身体障害者（児）に対する日常生活の便宜を図るため用具の給付、貸与を行う 利用料 本人、扶養義務者の所得に応じて負担する 平成 1 4 年度決算額 200 千円 平成 1 5 年度予算額 614 千円	同一 平成 1 4 年度決算額 95 千円 平成 1 5 年度予算額 310 千円	同一 平成 1 4 年度決算額 0 千円 平成 1 5 年度予算額 164 千円	現行のとおり新市に引き継ぐ。
更正医療	内容 身体障害者が日常生活能力又は職業能力を回復させるために必要な医療に要する費用を支給する 利用料 本人、扶養義務者の所得に応じて負担する 平成 1 4 年度決算額 1,117 千円 平成 1 5 年度予算額 1,129 千円	同一 平成 1 4 年度決算額 2,559 千円 平成 1 5 年度予算額 3,660 千円	同一 平成 1 4 年度決算額 2,189 千円 平成 1 5 年度予算額 2,196 千円	現行のとおり新市に引き継ぐ。

事務事業名	現 況			調整方針
	田沢湖町	角館町	西木村	
居 宅 支 援 費 (デイ、ショート、居宅介護)	内容 身体障害者が居宅支援を受ける際の利用費を支援費として支給する 利用料 本人、扶養義務者の所得に応じて負担する 平成 1 4 年度決算額 256 千円 平成 1 4 年度決算額は社会福祉協議会への委託金 平成 1 5 年度予算額 417 千円	同一 平成 1 4 年度決算額 3,751 千円 平成 1 5 年度予算額 3,758 千円	同一 平成 1 4 年度決算額 354 千円 平成 1 5 年度予算額 1,614 千円	現行のとおり新市に引き継ぐ。
社会参加促進事業（自動車改造、免許取得）	内容 重度身体障害者の社会復帰の促進を図り、その福祉増進に資するため助成を行う 支給額 県負担で上限が 100,000 円 県事業の窓口取り次ぎ業務であるため、予算決算なし	同一	同一	現行のとおり新市に引き継ぐ。
住宅整備資金貸付	内容 身体障害者又は身体障害者と同居する家族が障害者むけに居室等を増改築する場合に、その整備のための貸付を行う 貸付額 上限 1 , 5 0 0 千円 平成 1 4 年度決算額 0 千円 平成 1 5 年度予算額 3,000 千円	田沢湖町と同一 平成 1 4 年度決算額 1,500 千円 平成 1 5 年度予算額 3,000 千円	なし	田沢湖町、角館町の例による。

現 況				調整方針
事務事業名	田沢湖町	角館町	西木村	
バリアフリー化支援事業	サービスの内容 重度身体障害者の日常生活を容易にするための住宅の改造並びに整備に対し補助をする。 支援費 上限 500千円 平成15年度から施行 平成15年度予算額 1,000千円	なし	サービスの内容 住宅のバリアフリー化を望む身体障害者に対しその整備を行うための支援を行う 支援費 上限 500千円 平成15年度から施行 平成15年度予算額 320千円	田沢湖町、西木村の例による。
知的障害者療育手帳交付・相談等	内容 知的障害のある者が療育手帳の交付を受けることにより、各種援助措置を受けることができる 利用料 無料	同一	同一	現行のとおり新市に引き継ぐ。
知的障害者施設支援費	内容 知的障害者施設入所に係る調査利用料と医療費の支援を行う 利用料 利用者と扶養義務者の収入状況に応じ費用負担がある 平成14年度決算額 0千円 平成15年度予算額 52,425千円	同一 平成14年度決算額 0千円 平成15年度予算額 41,142千円	同一 平成15年度から事業実施 平成14年度決算額 -千円 平成15年度予算額 32,784千円	現行のとおり新市に引き継ぐ。

現 況				調整方針
事務事業名	田沢湖町	角館町	西木村	
知的障害者グループホーム支援費	内容 共同生活を営むのに支障のない知的障害者の施設入所を支援する 支援費 利用者と扶養義務者の収入状況に応じ費用負担がある 知的障害者居宅生活支援費に含まれる	同一 平成１４年度決算額 ０千円 平成１５年度予算額 １,３４８千円	同一 平成１５年度から事業実施 平成１４年度決算額 - 千円 平成１５年度予算額 ０千円	現行のとおり新市に引き継ぐ。
知的障害者居宅支援費（デイ、ショート、居宅介護費）グループホーム（地域生活援助支援費）	サービスの内容 知的障害者がデイ、ショート、ヘルパー、グループホームを利用する場合、居宅支援費受給者証を発行し支援費を支給する 支援費 申請者、扶養義務者の所得により決定する 平成１４年度決算額 ０千円 平成１５年度予算額 １,８２５千円 （うちグループホーム分 １,６１７千円）	同一 平成１４年度決算 ０千円 平成１５年度予算 ０千円	同一 平成１４年度決算 ０千円 平成１５年度予算 ５１１千円	田沢湖町の例による。
福祉作業所（負担金）	内容 「仙北北部ふれあいセンターにじ」において作業、生活訓練並びに交流活動を行い、心身障害者の自立と社会生活能力の向上を図る 利用料 本人、扶養義務者の収入状況に応じて一部費用負担あり 平成１４年度決算 ９７４千円 平成１５年度予算 ９８７千円	同一 平成１４年度決算 １,７７５千円 平成１５年度予算 １,８９８千円	同一 平成１４年度決算 ５５３千円 平成１５年度予算 ５２６千円	現行のとおり新市に引き継ぐ。

現 況					調整方針
事務事業名	田沢湖町	角館町	西木村		
精神障害者手帳、医療券、相談	内容 精神障害者の自立と社会復帰を促進するため手帳を発行し福祉サービスを行う 通院医療費は公費負担である	同一 実施機関は健康管理センター	同一		合併時に統合する。
精神障害者短期入所	内容 精神障害者の居宅での介護が一時的に困難となった場合、生活訓練施設等に短期入所の措置を行う 利用料 本人、扶養義務者の収入状況に応じて費用負担あり 自治体は飲食物相当額（利用料）を運営主体に支払う 平成14年度決算 0千円 平成15年度予算 99千円	同一 平成14年度決算 0千円 平成15年度予算 160千円	同一 平成14年度決算 0千円 平成15年度予算 259千円		現行のとおり新市に引き継ぐ。
精神障害者ホームヘルプ	内容 精神障害者が居宅において日常生活ができるよう家庭にホームヘルパーを派遣し、食事・身体の清潔の保持等の介助を行う 利用料 生計中心者の課税状況に応じて費用負担あり 平成14年度決算 18千円 平成15年度予算 306千円	同一 平成14年度決算 0千円 平成15年度予算 150千円	同一 平成14年度決算 478千円 平成15年度予算 737千円		現行のとおり新市に引き継ぐ。

現況				調整方針
事務事業名	田沢湖町	角館町	西木村	
精神障害者作業所	負担金を拠出している	サービスの内容 家庭及び病院にひきこもりがちな精神障害者の社会復帰を支援するため「角館さくらの会」が運営する角館さくら共同作業所において通所方式による作業訓練及び生活指導等を行う 利用料 無料	負担金を拠出している	現行のとおり新市に引き継ぐ。
	平成 1 4 年度決算 425 千円	平成 1 4 年度決算 5,196 千円	平成 1 4 年度決算 267 千円	
	平成 1 5 年度予算 425 千円	平成 1 5 年度予算 5,196 千円	平成 1 5 年度予算 268 千円	

協議案第 29 号

児童福祉事業の取扱いについて【協定項目 23 - 11】（提案）

児童福祉事業の取扱いについて、次のとおり提案する。

協 議 事 項	各種事務事業の取扱い	関 係 項 目	児童福祉
調整の内容	児童福祉事業については、次の区分により調整する。 (1) 国又は県等が定める制度については、その要綱等に準拠しながら調整する。 (2) 各町村が独自に実施している制度又は事業については、合併時まで調整する。		

現 況				具体的な調整方法
事務事業名	田沢湖町	角館町	西木村	
災害遺児愛護会	内容 災害遺児となる児童が発生した場合、(財)秋田県災害遺児愛護会から支給される激励金、見舞金、入学卒業の祝い金の支給事務を行う 事務局は秋田県災害遺児愛護会であり町村は進達事務を行う	同一	同一	現行のとおり新市に引き継ぐ。
母子・父子家庭児童祝金支給	内容 母子・父子家庭の児童で、小・中・高等学校に入学した場合や、就職した者に対して経済的負担軽減、児童等の健全育成を図るため祝い金を支給する 金額 小学校入学時 5,000 円 中学校入学時 8,000 円 高等学校入学時 10,000 円 就職時 10,000 円 県支給の祝い金を町村経由で支給するため町村の予算措置なし	田沢湖町と同一	田沢湖町と同一であるが、村単独嵩上げ分として該当世帯の子弟の中学校卒業時に 5,000 円分の図書券を支給している 村単独分 平成 1 4 年度決算 70 千円 平成 1 5 年度予算 48 千円	田沢湖町、角館町の例による。

事務事業名	現 況			具体的な調整方法
	田沢湖町	角館町	西木村	
母子及び寡婦福祉資金貸付制度	内容 母子家庭及び寡婦の経済的自立と生活の安定、子供の福祉向上を図るため、無利子又は低利子で資金貸付を行う。町村が申請受付窓口となり県へ進達する	同一	同一	現行のとおり新市に引き継ぐ。
放課後児童対策	内容 児童が帰宅しても両親や保護者が就労の関係で自宅にいない場合、小学校の空き教室を使用し、1年生から3年生を対象に帰宅のバス時間待ちなどの対応をする。世話人（各学校長）指導員各2名が指導、助言を行う。 田沢湖町は教育委員会の所管である 平成14年度決算額 4,002 千円 平成15年度予算額 4,134 千円	内容 大凡の内容は田沢湖町に同一であるが、所管課が福祉課と教育委員会とに分かれている。中川小学校の該当児童は当該地区の児童館において児童厚生員が対応しており（福祉課）東、西小学校の該当児童は空き教室において児童厚生員が対応している（教育委員会） 平成14年度決算額 3,407 千円 平成15年度予算額 4,794 千円	なし	田沢湖町の例により統合する。
児童遊園地	内容 町内22カ所の児童遊園地、施設の管理を行い、児童の安全な遊び場を確保する 平成14年度決算 908 千円 平成15年度予算 829 千円	なし	なし	田沢湖町部分については存続する。

協議案第 3 0 号

生活保護事業の取扱いについて【協定項目 2 3 - 1 3】（提案）

生活保護事業の取扱いについて、次のとおり提案する。

協 議 事 項	各種事務事業の取扱い	関 係 項 目	生活保護事業
調 整 の 内 容	生活保護事業については、新市において福祉事務所を設置し、国又は県等が定める各種の制度について、その法令・要綱等に準拠しながら実施する。		

現 況		調整方針
事務事業名		
生活保護	内容 憲法が保障するところの「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」を実現するため、生活保護法の規定に基づき生活扶助、教育扶助、など7種の扶助（保護）を行う。 現在3町村の保護費の総額は平成14年度決算では約600,000千円となっている。	新市において福祉事務所を設置し、事業を実施する。

協議案第 3 1 号

市（町村）立学校の通学区域の取扱いについて

【協定項目 2 3 - 2 3】（提案）

市（町村）立学校の通学区域の取扱いについて、次のとおり提案する。

協議事項	各種事務事業の取扱い	関係項目	市(町村)立学校の通学区域
調整の内容	学校の通学区域については、現行のとおりとする。		

事務事業名	現 況			調整方針
	田沢湖町	角館町	西木村	
小中学校の通学区域	○ 小学校 (平成15年度当初) 学校数 3 校 学級数 27 学級 児童数 579 人(区域外児童5人) 1)田沢小学校(建築年S55) 通学区域 春山を除く田沢地区 平成16年度生保内小と統合 2)生保内小学校(建築年S54) 通学区域 春山・潟・刺巻・生保内地区 3)神代小学校(建築年S39) 通学区域 神代地区 ○ 中学校(平成15年度当初) 学校数 3 校 学級数 14 学級 生徒数 346 人(区域外生徒5人) 1)田沢中学校(建築年S57) 通学区域 春山を除く田沢地区 平成16年度生保内中と統合 2)生保内中学校(建築年S61) 通学区域 春山・潟・刺巻生保内地区 3)神代中学校(建築年S55) 通学区域 神代地区	○ 小学校 (平成15年度当初) 学校数 5 校 学級数 33 学級 児童数 682 人(区域外児童19人) 1)角館西小学校(建築年S51) 通学区域 雲然・角館町内一部地区 2)角館東小学校(建築年S55) 通学区域 角館町内一部地区 3)中川小学校(建築年H6) 通学区域 中川地区 4)西長野小学校(建築年H4) 通学区域 西長野地区 5)白岩小学校(建築年H8) 通学区域 白岩地区 ○ 中学校(平成15年度当初) 学校数 1 校 学級数 12 学級 生徒数 403 人(区域外生徒2人) 1)角館中学校(建築年S61) 通学区域 町内全域	○ 小学校 (平成15年度当初) 学校数 3 校 学級数 17 学級 児童数 279 人(区域外児童0人) 1)西明寺小学校(建築年S46) 通学区域 西明寺・上荒井・小淵野・ 西荒井・門屋・小山田・下桧 木内字相内潟地区 2)桧木内小学校(建築年H8) 通学区域 相内潟を除く下桧木内地区 3)上桧木内小学校(建築年S54) 通学区域 上桧木内地区 ○ 中学校(平成15年度当初) 学校数 2 校 学級数 6 学級 生徒数 145 人(区域外生徒4人) 1)西明寺中学校(建築年S55) 通学区域 西明寺・上荒井・小淵野・ 西荒井・門屋・小山田・下桧 木内字相内潟地区 2)桧木内中学校(建築年S56) 通学区域 上下桧木内地区	現行のとおり新市に引き継ぐ。 当面現行のとおりとするが、 児童・生徒数などの動向を踏 まえ通学区域の見直しを行う。

協議案第 3 2 号

学校教育事業の取扱いについて【協定項目 2 3 - 2 4】（提案）

学校教育事業の取扱いについて、次のとおり提案する。

協議事項	各種事務事業の取扱い	関係項目	学校教育事業
調整の内容	学校教育関係事務及び事業については、引き続き教職員の資質の向上や施設の整備に努め、教育環境の充実を図ることを基本に、次の区分により調整する。 1) 現行のとおり新市に引き継ぐもの 2) 合併時まで調整するもの 3) 新市において調整するもの		

現況				調整方針																														
事務事業名	田沢湖町	角館町	西木村																															
学校給食の実施	○田沢湖町学校給食センター (給食費) ・小学校 265円/食 ・中学校 295円/食 (給食形態) ・パン 水曜日 ・米飯 月、火、木、金曜日 (給食費の徴収方法) ・PTA地域給食役員が集金～金融機関 (材料費以外の運営費) ・H14決算 68,195千円 ・H15予算 66,603千円	○角館町学校給食センター (給食費) ・小学校 275円/食 ・中学校 310円/食 (給食形態) ・パン 月曜日 ・米飯 火、水、金曜日 ・その他 木曜日 (給食費の徴収方法) ・PTA地域給食員が集金～金融機関 (材料費以外の運営費) ・H14決算 48,305千円 ・H15予算 33,671千円(補正後)	○西木村学校給食センター (給食費) ・小学校 260円/食 ・中学校 295円/食 (給食形態) ・パン 月曜日 ・米飯 火、水、木曜日 ・その他 金曜日 (給食費の集金方法) ・各家庭から学校が集金～金融機関 (材料費以外の運営費) ・H14決算 27,670千円(幼稚園分含む) ・H15予算 27,919千円(幼稚園分含む)	現行のとおり新市に引き継ぐ。 給食費については、新市において、出来るだけ負担の少ない料金の統一に向け調整を行う。 給食センターの運営については、給食サービスの一層の充実を図る効率化に向けた調整を新市において行う。																														
遠距離通学対策	○事業名 遠距離通学補助事業 ○目的 幼稚園、小中学校に通学する遠距離の園児、児童、生徒に対して通学補助する。 ○平成14年度実績 <table><tr><th>種別</th><th>対象人数</th><th>補助額(円)</th></tr><tr><td>幼稚園</td><td>10人</td><td>509,240円</td></tr><tr><td>小学校</td><td>93人</td><td>3,581,960円</td></tr><tr><td>中学校</td><td>9人</td><td>1,055,760円</td></tr><tr><td>計</td><td>112人</td><td>5,146,960円</td></tr></table> 内特別交付税措置 3,254,000円 ・平成15年度予算 5,910,000円	種別	対象人数	補助額(円)	幼稚園	10人	509,240円	小学校	93人	3,581,960円	中学校	9人	1,055,760円	計	112人	5,146,960円	○事業名 遠距離通学補助事業 ○目的 要綱に定められている地区から通学する児童に対し、通学用定期代全額を支給。 ○平成14年度実績 <table><tr><th>種別</th><th>対象人数</th><th>補助額(円)</th></tr><tr><td>幼稚園</td><td></td><td></td></tr><tr><td>小学校</td><td>54人</td><td>207,430円</td></tr><tr><td>中学校</td><td>47人</td><td>761,840円</td></tr><tr><td>計</td><td>101人</td><td>969,270円</td></tr></table> 内特別交付税措置 1,132,000円 ・平成15年度予算 1,393,000円	種別	対象人数	補助額(円)	幼稚園			小学校	54人	207,430円	中学校	47人	761,840円	計	101人	969,270円	○該当なし	合併時に再編する。 小学校は、基本的に4km以上 中学校は6km以上を全額補助対象とし、既存制度は新市において存続する。
種別	対象人数	補助額(円)																																
幼稚園	10人	509,240円																																
小学校	93人	3,581,960円																																
中学校	9人	1,055,760円																																
計	112人	5,146,960円																																
種別	対象人数	補助額(円)																																
幼稚園																																		
小学校	54人	207,430円																																
中学校	47人	761,840円																																
計	101人	969,270円																																

現 況				調整方針															
事務事業名	田沢湖町	角館町	西木村																
	○該当なし	○事業名 通学用自転車購入補助事業 ○目的 要綱に定める地区より通学する生徒に対し、原則として1学年時の自転車購入に対して補助し、保護者の負担を軽減する。 ○対象者 角館中学校に入学する新1年生で通学距離が7km以上の生徒 ○補助内容 ・一般世帯 実費1/2(上限19,000円) ・保護世帯 実費2/2(上限38,000円) ○事業実績 <table><tr><th>事業年度</th><th>区 分</th><th>対象人数</th><th>補助額(円)</th></tr><tr><td rowspan="2">平成14年度</td><td>一般世帯</td><td>10</td><td>187,805</td></tr><tr><td>保護世帯</td><td>1</td><td>38,000</td></tr><tr><td colspan="4">・平成15年度予算 332,000円</td></tr></table>	事業年度	区 分	対象人数	補助額(円)	平成14年度	一般世帯	10	187,805	保護世帯	1	38,000	・平成15年度予算 332,000円				○該当なし	角館町の例による。 新市において、同基準を基本とし、全中学校を対象とする。 補助金の限度額については、合併時までに現状を調査し、適正な額を設定する。
	事業年度	区 分	対象人数	補助額(円)															
	平成14年度	一般世帯	10	187,805															
		保護世帯	1	38,000															
	・平成15年度予算 332,000円																		
	○該当なし	○該当なし	○事業名 スクールバス事業 ○設置の趣旨 文部科学省へき地教育振興対策として西明寺小学校潟野分校、同潟尻分校、桧木内小学校相内潟分校及び西明寺中学校潟尻分校、上桧木内小学校戸沢分校、上桧木内中学校の統合計画に基づく、児童生徒の通学用バスとして設置するほか、教育委員会の認める教育振興に必要な学童の輸送を行う。 ○運営費 ・H14決算 4,266,262円 ・H15予算 4,272,000円 運営費は概ね交付税措置されている。	現行のとおり新市に引き継ぐ。															

現 況				調整方針
事務事業名	田沢湖町	角館町	西木村	
放課後児童対策事業	○ 目的 保護者等の就労関係により児童が帰宅しても留守がちな家庭や帰宅バス時間待ちの児童を対象に開設している。 ○ 開設時間 放課後から午後5時まで ○ 開設場所・名称 ・生保内小 白樺学級 ・神代小 ポプラ学園 ○ 対象児童 小学校1年生から3年生までの児童 ○ 運営費 4,002,494円 ・H14決算 4,002,494円 内県補助金 2,652,000円 ・H15予算 4,134,000円	○ 目的 昼間仕事などの都合で家庭に保護者のいない小学校低学年児童を対象に、保護者が帰宅するまでの間、家庭と連携を図りながら、児童の保護及び遊びを主とする健全育成活動を行う。 ○ 開設時間 午後6時まで ○ 開設場所、名称 ・角館西小 どんぐりなかよしクラブ ○ 対象児童 角館東及び西小学校1年生から3年生 ○ 運営費(H14決算) 1,326,000円 ・H14決算 1,326,000円 内県補助金 884,000円 ・H15予算 1,523,000円	○ 該当なし	田沢湖町の例による。 学校単位での取り組みが望ましく、制度の内容については、合併時まで調整し統一する。
冬期スクールバス運行事業	○ 目的 冬期における神代幼小の通学通園困難を解消するため運行する。 ○ 通行区間 ・神代西部地区(大型車両) ・黒倉、早稲田地区(大型車両) ・生田地区(小型車) ・大船、東田地区(小型車両) ○ 利用対象者 停留所から小学校又は幼稚園までの距離が4km以上の児童、園児 ○ 料金 無料 ○ 事業費 平成14年度(11/18～3/20) ・委託料 9,353,600円 内特別交付税措置 7,989,000円 ・平成15年度予算 9,480,000円	○ 該当なし	○ 該当なし	現行のとおり新市に引き継ぐ。

現				況				調整方針			
事務事業名		田沢湖町		角館町		西木村					
奨学金貸付事業	○ 目的 大学・短大・専門学校・高校に進学及び在学する者で、優秀で経済的理由によって就学が困難な者に対して奨学金を貸付、有能な人材を育成する。			角館町育英会が運営(参考)			○ 目的 心身共に健康で学業成績優秀な者が上級学校に在学する場合において、経済的理由で修学困難な者に対して奨学資金として貸付、有用な人材を育成する。			田沢湖町の例とする。 (角館町育英会を除く。) 既貸付金については、各町村の現行制度を存続する。	
	○ 貸付金概要 ・高校生 月額 12,000円 ・短大、専門学校 月額 35,000円 ・国公立大学 月額 35,000円 ・私立大学 月額 40,000円			○ 目的 角館町住民の子弟で、貸与を受けようとする者が、高等学校以上に入学又は在学し、学術優秀、品行方正及び身体強健であって、且つ学資の支弁が困難と認められた者に奨学金を貸与する。			○ 貸付資金概要 ・短大、専門学校、大学、大学院 年額40万円の範囲内				
	○ 償還 ・貸付金無利子で、卒業した翌月から10年間で償還する。 ・卒業後、町内に在住する人は、5年間償還を猶予する。			○ 貸付金概要 ・高等学校奨学生 月額20,000円以内 ・大学生奨学生 (短大、専門学校、大学院含む。) 月額30,000円以内			○ 償還 ・償還期間は、貸付期間の二を乗じた年以内の期間を任意に設定することができる。 ・卒業後、村内に在住することになった場合は、5年を限度に償還を据置、償還期間を延長することができる。				
	○ 事業実績(新規分 年額)			○ 償還 ・卒業後、貸与期間(標準修学年限)の終了した翌月から10年以内(無利子)			○ 事業実績(新規分 年額)				
	平成14年度	高校生	144,000 2人	平成14年度	高等学校	240,000 1人	平成14年度	大学生等	40万円 3人		
	短大・専門	420,000 9人		大学生等	360,000 7人	・H15予算 4,000千円(一般会計)					
	国公立大学	420,000 4人	平成15年度は10人程度の貸付見込								
	私立大学	480,000 3人									
	・H15予算 14,148千円(一般会計)										
教育相談員の設置	○ 事業目的 学校教育に関する相談指導業務の充実を図り、適正な教育を進める。			○ 該当なし			○ 該当なし			田沢湖町の例とする。 合併時に新市全域を対象とする。	
	○ 業務内容 相談員は、学校における教育相談、児童生徒に係る家庭教育などの相談業務を行う。										
	○ 事業費(平成14年度) ・H14決算 1,200,000円 報酬 100千円×12ヶ月=1,200千円 ・H15予算 1,200,000円										

事務事業名	現 況			調整方針
	田沢湖町	角館町	西木村	
スクール カウンセラー設置	○事業目的 児童生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識、経験を有する「スクールカウンセラー」を活用し、児童生徒の問題行動や悩み、相談等の解決に資するとともに、教師、保護者への指導、援助等を行う。 ○概要 児童生徒が抱える多様な悩みや相談、不登校等の問題行動等について、専門的立場から生徒、教師、保護者のカウンセリングを週2回行い、指導、助言、援助する。 ○配置 神代中学校に拠点式で配置している。 ○事業費 H14(内報酬額) 2,166,000円 ・臨床心理士 6,000 / 時 ・上記以外 3,000 / 時 相談回数 75回 相談件数 440件 ・H14決算 2,588,407円 ・H15予算 2,810,000円	○事業目的 児童生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識、経験を有する「スクールカウンセラー」を活用し、児童生徒の問題行動や悩み、問題等の解決に資するとともに、教師、保護者への指導、援助等を行う。 ○概要 児童生徒が抱える多様な悩みや相談、不登校、暴力行為の問題行動等について専門的立場から生徒、教師、保護者のカウンセリングを行い、指導、助言、援助する。 ○配置 角館中学校を拠点とする。 ○事業費 (H14実績) 相談件数 9件 相談延べ人数 26人 ・H14決算 60,000円 ・H15予算 60,000円	○該当なし	田沢湖町・角館町の例とする。 制度を存続し、新市全域を対象に事業を拡大する。
育英寮田沢湖会館の管理運営	○目的 田沢湖町住民の子弟に対し、その就学を援助するため宿舍を提供し、共同生活を通して人間形成を図る。 ○会館の位置及び収容人員 ・位置:秋田市千秋明德町4番51号 ・収容人員:9名以内 ○会館の管理 教育委員会 ○運営費(工事費を除く) ○H14決算 3,938,816円 ○H15予算 3,962,000円	○該当なし	○該当なし	田沢湖町の例による。 新市全体を対象に運営を存続する。

協議案第 3 3 号

文化振興事業の取扱いについて【協定項目 2 3 - 2 5】（提案）

文化振興事業の取扱いについて、次のとおり提案する。

協議事項	各種事務事業の取扱い	関係項目	文化振興事業
調整の内容	文化振興関係事務及び事業については、同一又は類似する事業の統合若しくは再編を基本に、次の区分により調整する。 (1) 現行のとおり新市に引き継ぐもの。 (2) 合併時まで調整するもの。 (3) 新市において調整するもの。		

現 況				調整方針
事務事業名	田沢湖町	角館町	西木村	
活動成果の発表会	○ 事業内容 生保内地区で開催する文化祭において、活動成果を発表する。(産業祭隔年同時開催)また、公民館講座及びサークル活動の実践発表会として「生涯学習推進の集い」を開催している。 ○ 開催時期 文化祭:10月下旬から11月初旬 生涯学習推進の集い:2月下旬 ○ 主催者 文化祭:田沢湖町芸術文化協会 生涯学習推進の集い:教育委員会 ○ 運営費(生涯学習推進の集い) ・H14決算 78,000円 ・H15予算 96,000円	○ 事業内容 産業文化祭において文化部門の展示を行っている。 ○ 開催時期 10月下旬 ○ 主催者 角館町産業文化祭実行委員会 ○ 運営費 ・H14決算(教委負担分) 150,000円 ・H15予算(教委負担分) 150,000円	○ 事務内容 にしき祭での生涯学習成果の発表(作品展示)生涯学習の成果を随時紹介する場として、機会ある毎に各施設を利用して展示発表する。 ○ 開催時期 毎年10月最終土日曜日 ○ 主催者 にしき祭実行委員会 ○ 運営費 ・H14決算(教委負担分) 150,000円 ・H15予算(教委負担分) 150,000円	現行のとおり新市に引き継ぐ。
文化財保護審議会	○ 目的 教育委員会の諮問に応じて、文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査審議し、これらの事項に関して建議を行うために審議会を置く。 ○ 概要 審議会は委員6人以内で組織し、学識経験者及び関係行政機関のうちから教育委員会が任命し、任期は2年とする。	○ 目的 町内にある文化財につき、教育委員会の諮問に応じて専門的見地から建議を行う。 ○ 概要 11名以内の任期2年の文化財保護審議委員を任命し、審議会は、教育委員会の諮問に応じて専門的見地から建議を行う。	○ 目的 審議会は、委員会の諮問に応じて、調査若しくは審議し、必要と認める事項を建議する。 ○ 概要 審議会は、委員10名以内、任期は4年の教育委員会が任命する。	合併時に再編する。 報酬については、類似規模団体などを基準にする。 委員の数については、各分野地域性などを踏まえた委員設置を行う。 任期については、西木村の例とする。

事務事業名	現 況			調整方針
	田沢湖町	角館町	西木村	
歴史民俗史料館 運営業務	○名称 田沢湖町郷土史料館 ○施設概要 ・開館……昭和45年4月 ・施設展示面積……第1展示室227㎡ 第2展示室311㎡ ○展示内容 - 国指定民俗資料田沢湖の丸木船、国鱒(標本)、田沢湖の漁労具、狩猟具(マガギ)、町内遺跡出土品、生活用品、約10,000点を展示 ○運営費 ・H14決算 4,005,000円 ・H15予算 3,593,000円	該当なし	該当なし	現行のとおり新市に引き継ぐ。
美術館維持管理 業務	該当なし	○名称 角館町平福記念美術館 ○目的 - 町民の芸術文化の振興と向上に資するために設置する。 ○施設概要 ・開館……昭和63年4月29日 ・施設規模……敷地面積 10,024㎡ 延床面積 1,451㎡ 展示面積 432㎡ ○運営費 ・H14決算 39,284,000円 ・H15予算 36,995,000円	該当なし	現行のとおり新市に引き継ぐ。
市町村史編纂に 関すること	○町史編纂 - 平成8年度で編纂作業終了 - 現在は、新田沢湖史と資料編の保管と販売を行っている。	○町史編纂 - 昭和60年で編纂作業終了 - 現在は、「角館誌」全11巻、別巻、索引の在庫販売を行っている。	○村史編纂 - 西木村郷土誌編纂は、昭和55年終了、西木村郷土誌(民俗編)は、平成12年に終了し、現在も在庫があり購入希望者に販売を行っている。	現行のとおり新市に引き継ぐ。

協議案第 3 4 号

コミュニティ活動の取扱いについて【協定項目 2 3 - 2 6】（提案）

コミュニティ活動の取扱いについて、次のとおり提案する。

協議事項	各種事務事業の取扱い	関係項目	コミュニティ活動について
調整の内容	コミュニティ活動については、新市において存続する。		

現 況				調整方針
事務事業名	田沢湖町	角館町	西木村	
コミュニティ活動について	主な地区の活動内容 ○ 名称 ・田沢地区コミュニティ推進協議会 ○ 目的 ・地区住民生活の安定と協調、融和を図り、豊かな日常生活を創造する。 ○ 事業内容 ・地区運動会の開催など ○ 町補助金 200,000円(H15予算)	主な地区の活動内容 ○ 名称 ・中川地区住民運動会 ・白岩地区大運動会 ○ 目的 ・地域住民相互の親睦 ○ 活動内容 ・地区住民運動会の実施など ○ 町補助金 各協議会 50,000円(H15予算)	主な地区の活動内容 ○ 名称 ・上桧木内地区村民大運動会 ・桧木内地区村民大運動会 ・西明寺地区住民大運動会 ○ 目的 ・地域住民の健康保持・増進と親睦 ○ 活動内容 ・地区住民の運動会の開催など ○ 村補助金 各実行委員会に50,000円助成	現行のとおり新市に引き継ぐ。 各地域が独自に行っている コミュニティ活動については、引き続き支援できるよう調整を行う。

協議案第 3 5 号

社会教育事業の取扱いについて【協定項目 2 3 - 2 7】（提案）

社会教育事業の取扱いについて、次のとおり提案する。

協議事項	各種事務事業の取扱い	関係項目	社会教育事業
調整の内容	社会教育関係事務及び事業については、次の区分により調整する。 (1) 現行のとおり新市に引き継ぐもの。 (2) 合併時まで調整するもの。 (3) 新市において調整するもの。		

現 況				調整方針
事務事業名	田沢湖町	角館町	西木村	
広報紙発行業務	○ 概要 生涯学習の情報紙として年6回、町全戸に配布。 ○ 発行時期 2、4、6、8、10、12月下旬発行 町の広報紙と一緒に配布 ○ 発行部数(6回) 4,100部 ・H14決算 450,000円 ・H15予算 450,000円	○ 概要 生涯学習の輪が全町に広がることを目標に、年2回「玲瓏」を発行。 ○ 発行時期 9月及び3月 町の広報紙と一緒に配布 ○ 発行部数(2回) 5,100部 ・H14決算 60,000円 ・H15予算 50,000円	○ 概要 村広報を利用して、生涯学習課が管理する各種生涯学習講座・サークル活動を行っている団体などの紹介、各事業の紹介を生涯学習報「えがお」として、月1回全戸配布し周知を図る。 ○ 発行部数(広報紙面利用)2,200部 ・H14決算 負担按分120,000円 ・H15予算 実績額を負担按分	合併時に再編する。 基本的に毎月発行する方向で再編する。
成人式	○ 概要 田沢地区、生保内地区、神代地区の成人対象者の中から実行委員を選出し、事業の運営を行っている。 ○ 実施日及び会場 毎年8月15日町民会館で実施 ○ 対象者 当該年20歳～21歳 ・H14決算 530,000円 ・H15予算 605,000円	○ 概要 年度内に満20歳を迎える町民・町出身者を対象として、新成人を祝う式典を開催する。 ○ 実施日及び会場 毎年8月14日角館町広域交流センター ○ 対象者 当該年19歳～20歳 ・H14決算 40,000円 ・H15予算 76,000円	○ 概要 満20歳の村民・村出身者を対象として新成人を祝う式典を開催する。 ○ 実施日及び会場 毎年8月15日クリオンで開催 ○ 対象者 当該年20歳～21歳 ・H14決算 662,000円 ・H15予算 482,000円	田沢湖町・西木村の例とする。 対象者を統一し、同一会場での開催に向け調整を行う。

現況				調整方針																
事務事業名	田沢湖町	角館町	西木村																	
図書館 (図書室含む)	○概要 町立田沢湖図書館として運営 ○開館時間 9:00～17:00 ○蔵書 50,575冊 ○貸出冊数(H14.1.～H14.12) 23,494冊 ○運営費 ・H14決算 25,446,401円 ・H15予算 25,097,000円	○概要 総合情報センター学習資料館(イベント交流館を含む)として運営 ○開館時間 - 火～土曜日 9:00～19:00 - 日曜日 9:00～17:00 ○蔵書 約100,000冊 ○貸出冊数(H14.4～H15.3) 62,188冊 ○運営費 ・H14決算 57,842,000円 ・H15予算 56,571,000円	○概要 村民に広く読書を推進するため、図書の充実を図り、図書貸出を行う。 ・西明寺館(西木村公民館内) ・桧木内館(公民館内) ・上桧木内館(公民館内) ○開館時間 8:30～17:00 ○蔵書 6,333冊 ○貸出冊数(H14.4～H15.3) 313冊	現行のとおり新市に引き継ぐ。 基本的に現在の運営方法を存続する。																
図書の貸し出しサービスについて	・自動車文庫運営に関する負担金のみ	○事業名 自動車文庫配本事業 ○目的 角館・西木・田沢湖・中仙・太田の各町村との連絡を密にし、図書の利用について研究協議し、読書活動の向上発展を図る。 ○巡回箇所 5ヶ町村 107ヶ所 ○巡回日数 年162日程度(配本含む) ○積載冊数 2,600～2,700冊 ○利用登録者 653名 ○運営費 ・H14決算 9,185,000円 ・H15予算 9,338,000円 ○実績<table><tr><th>年度</th><th>(貸出冊数)</th><th>(貸出人数)</th><th>適用</th></tr><tr><td>H12</td><td>10,036</td><td>3,115</td><td></td></tr><tr><td>H13</td><td>12,761</td><td>3,669</td><td></td></tr><tr><td>H14</td><td>12,782</td><td>3,532</td><td></td></tr></table>	年度	(貸出冊数)	(貸出人数)	適用	H12	10,036	3,115		H13	12,761	3,669		H14	12,782	3,532		・自動車文庫運営に関する負担金のみ	新市において、配本サービスを引き継ぐ。 配本サービス事業は、平成15年度で運営組織が解散する予定のため、新たなサービス形態も含めたサービスを協議し、新市において需要に応えられるよう努める。
年度	(貸出冊数)	(貸出人数)	適用																	
H12	10,036	3,115																		
H13	12,761	3,669																		
H14	12,782	3,532																		

現 況					調整方針				
事務事業名	田沢湖町		角館町	西木村					
学校体育施設の 社会体育開放事業	○ 目的 生涯学習の振興及び地域スポーツの普及のために学校教育に支障ない範囲で学校の施設を住民に供する。		○ 目的 生涯学習の振興及び地域スポーツの普及のために学校教育に支障ない範囲で学校の施設を住民に供する。	○ 目的 生涯学習の振興及び地域スポーツの普及のために学校教育に支障ない範囲で学校の施設を住民に供する。	現行のとおり新市に引き継ぐ。合併後、新市において運営内容を調整する。				
	○ 対象施設 田沢、生保内、神代各小学校体育館		○ 対象施設 町内5小学校及び角中体育館	○ 対象施設 小・中体育館、グラウンド					
	○ 開放時間 平日 16:30～21:00 休日 9:00～21:00		○ 開放時間 ・平日 16:30～21:00 ・休日 9:00～21:00	○ 開放時間 ・体育館 (平日) 18:00～21:30 (休日) 9:00～21:30 ・グラウンド(平日) 5:00～ 7:00 (休日) 5:00～19:00					
	○ 運営費用 ・管理人謝礼 月額 5,000円 (生保内小学校のみ10,000円)		○ 運営費用 ・管理人謝礼 4月～11月 朝605円+閉会1回605円 12月～3月 朝1,000円+閉会1回605円	○ 運営費用(指導員報酬 年102千円) 管理人費用なし					
スポーツ少年団 補助関係業務	○ 目的 スポーツ少年団に関わる活動及び育成等について援助する。		○ 目的 スポーツ少年団の普及と育成及び活動の活性化を図り、青少年の心身の健全な育成に資する。	○ 目的 社会体育の向上及び生涯スポーツの普及。	合併時に再編する。 派遣費については、合併時に統合することとし、西木村の例とする。				
	○ 補助金交付額 1. 交通費		○ 補助金の交付額	○ 補助金交付額 1. 交通費					
		4人以下	5～9人以下	10人以上			4人以下	5～9人以下	10人以上
	北浦地区	3,000円	4,000円	5,000円		北浦地区	3,000円	6,000円	10,000円
	大曲仙北	4,000円	5,000円	6,000円		大曲仙北	4,000円	7,000円	12,000円
	県内	7,000円	8,000円	9,000円		県内	7,000円	10,000円	15,000円
	県外	別途支給				県外	協議し、別途支給		
	その他 上記によりがたい場合、別途協議		1)補助額は交通費及び宿泊費の実費(県大会1/2、東北大会2/3、全国大会3/4)とする。但し、予算の範囲内とする。	上記によりがたい場合は、協議の上決定。					
	2. 宿泊費		2)協議会場地まで70km未満は、日帰りとし宿泊は認めない。但し、大会要綱に定めのある場合は、この限りでない。	2. 宿泊費					
	1)1泊につき1人4,000円を限度として予算の範囲内で支給する。但し、大会要項に定めのある場合は、その範囲内の最低料金とする。		・H14実績 652,000円 ・H15予算 500,000円	1)1泊につき4,000円を限度として予算の範囲内で支給する。(郡内は除く)但し、大会要項等に定めのある場合において、その範囲内の最低料金とする。前項によりがたい場合は、協議の上決定する。					
2)上記によりがたい場合は、協議の上決定する。			・H14実績 242,000円 ・H15予算 420,000円						
・H14実績 614,000円 ・H15予算 430,000円									

事務事業名	現 況			調整方針
	田沢湖町	角館町	西木村	
各種スポーツ大会	○ 目的 町民の間にスポーツを普及し、その振興、アマチュア精神の高揚と体力づくりを図り、健康で明るい生活向上を推進する。 ○ 事業の負担役割等 ・体育協会主催 体育協会より各協会へ補助をするが、その他に掛かる経費は体育協会が負担する。 ・スポーツ少年団主催 スポーツ少年団本部にて負担する。 ・教育委員会主催 町費にて負担する。	○ 目的 町民の間にスポーツを普及し、その振興、アマチュア精神の高揚と体力づくりを図り、健康で明るい生活の向上を推進する。 生涯スポーツの意義を知り、よりスポーツに親しむ意識を培う。体育の日を中心に前後約1ヶ月間、「角館町スポーツフェスティバル」を関係団体の協力を得て開催。 (平成14年度実績 18団体 1,449人) ○ 事業の負担役割等 ・各団体の各種大会の事業については、それぞれの団体が運営する。 ・主催者(事務局)より、広報、賞状等の支援を行う。	○ 目的 地区住民の健康保持、増進と連帯感の醸成、親睦を図り、コミュニティづくりに資する。 ○ 事業の負担役割等 ・各地区毎に実行委員会を組織し運営する。	現行のとおり新市に引き継ぐ。基本的に各種大会を存続することとし、同種目の大会については、統合に向け調整し、効率的な運営と開催ができるよう努める。
公民館主催事業 開催業務	○ 主な主催事業 ・新春書初席書大会(全町民対象) ・全町囲碁、将棋大会 年2回(夏 納涼大会、冬 新春大会) ○ 運営事業費 ・H14決算 ・新春書初席書大会 90,000円 ・全町囲碁、将棋大会 40,000円 ・H15予算 ・新春書初席書大会 95,000円 ・全町囲碁、将棋大会 40,000円	○ 主な主催事業 ・角館町町民登山 ・角館町町民ふれあい書初大会 開催回数:年1回 ○ 運営事業費 ・H14決算 - 全町登山 10,000円 - 書初大会 21,000円 ・H15予算 - 全町登山 10,000円 - 書初大会 35,000円	○ 主な主催事業 ・西木村村民登山 ・西木村新春書初大会 ○ 運営事業費 ・H14決算 - 講師謝礼 10,000円 - 参加賞 10,000円 ・H15予算 - 講師謝礼 10,000円 - 参加賞 10,000円	現行のとおり新市に引き継ぐ。新市において類似する行事等について、統合に向け調整を行う。